

## みなトク PAY プレミアム電子商品券利用規約

### 第1条（規約の趣旨）

港区商店街振興組合連合会（以下「区振連」といいます。）が発行する前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 3 条第 1 項第 1 号）である「みなトク PAY 商品券」のうちデジタル型の商品券（以下「商品券」といいます。）の所有者（以下「利用者」といいます。）は、この規約により商品券をご利用いただくこととします。

### 第2条（みなトク PAY 利用規約）

本規約に定めのない事項については、「みなトク PAY 利用規約」が適用されます。本規約と『みなトク PAY 利用規約』の内容に矛盾がある場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

### 第3条（発行者）

商品券は、区振連を発行者とし、その事務局を港区内に置きます。

### 第4条（販売元）

商品券は、区振連を販売元とします。

### 第5条（種類及び形式）

商品券の種類は、「みなトク PAY プレミアム電子商品券」の 1 種類とし、共通券と限定券を発行します。

2 前項の規定にかかわらず、商品券の種類及び形式を変更する場合があります。

### 第6条（商品券の発行）

利用者は、本アプリ及び区振連の定める方法にて、区振連に対し、商品券発行の抽選に申し込むことができます。ただし、利用者は、商品券の発行を申し込む際、本アプリにアカウント登録する必要があります。

2 利用者 1 名当たり登録できるアカウントは 1 つとし、複数のアカウントを登録して商品券の発行を申し込むことを禁止します。利用者がこれに違反した場合には、区振連は、前項の申込を全て無効とし、商品券発行後に違反したことを知ったときは、発行した商品券を全て無効とします。発行した商品券を全て無効とした場合であっても、代金の返還はいたしません。

3 利用者は、第 1 項の抽選に当選したときは、所定の方法で代金の支払いを完了してください。

4 区振連は、利用者による前項の代金決済完了を確認したら、商品券を発行します。

5 利用者は、発行された商品券の残枚数を、本アプリを利用して確認することができます。

- 6 商品券の発行に要する、利用者の通信料・接続料等は利用者が負担するものとします。

#### 第7条（利用環境等）

利用者は、商品券を利用するにあたって必要な通信環境、ハードウェア及びソフトウェアを自己の責任と費用負担によって準備し、商品券を利用するものとします。なお、商品券の利用に伴う通信費用は、利用者の負担となります。

#### 第8条（利用可能店舗）

利用者は、商品券の取扱店でその取扱商品・サービスとの引換に利用できます。店頭・店内に取扱店マークの表示がある店舗、あるいは売場で利用できますのでご確認ください。

- 2 取扱店であっても、店舗又は売場によっては、取扱商品が異なる、あるいは一部除外商品があることがあります。詳細は、取扱店にお尋ねください。また、取扱店の内チェーン店・グループ店等の一部では、都合により利用できないことがあります。
- 3 取扱店は新規の加盟又は退店等により増減、変更することがあります。特定の取扱店が商品券の有効期限内において継続して取扱店として商品券を取り扱うこと及び取扱店における特定の商品又はサービスについて商品券の有効期限内において継続して商品券の利用対象となることを保証しません。

#### 第9条（有効期限）

商品券の有効期限は、発効日から6か月以内の区振連が定める日までとなりますので必ずご確認ください。有効期限を過ぎると利用できません。有効期限は、本アプリ内に表示され、利用者は随時確認することができます。

#### 第10条（利用方法）

利用者は、商品券によりその額面と等額の商品又はサービスと引換えることができます。商品券の額面以上の商品又はサービスと引換えるときには現金と併用し利用して下さい。

- 2 商品券は、額面未満の商品又はサービスと引換えるときには、お釣りをお出しすることができません。
- 3 商品券は、現金と引換えることができません。また、資金決済法第20条その他法令に定める場合を除き商品券の払戻しはできません。
- 4 商品又はサービスと引換えた後の商品券は、利用者にお返しすることはできません。
- 5 商品券の盗難・紛失・滅失等の責任は負いませんので、保管には十分注意して下さい。

## 第 11 条（利用範囲）

商品券は、次に掲げるものについては利用対象にならず、引換は禁止となりますのでご注意ください。

- （１）資産形成につながるもの
  - （２）換金性の高いもの（ギフト券、ビール券、お米券、図書券、旅行券、共通入浴券、文具券、店舗が独自発行する各種商品券、有価証券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード、電子マネー等）
  - （３）他の電子マネー等へのチャージ
  - （４）性風俗関連特殊営業に係るもの
  - （５）税金、保険料等の国、地方公共団体等への支払い
  - （６）電気、ガス、水道料金等の公共料金の支払い
  - （７）たばこ
  - （８）その他販売、提供等が法令等に違反するもの
  - （９）その他区振連が特に指定するもの
- ２ 利用者は、購入した商品券の転売をすることは禁止であり、他人への譲渡も禁止となります。転売又は譲渡が判明した場合、商品券は直ちに無効となり、利用停止処分を行います。この場合、購入代金の払戻しは一切行いません。

## 第 12 条（利用できない場合）

次の場合は、商品券を利用することができません。これによる不利益については、区振連は一切の責任を負いません。

- （１）商品券の有効期限が経過しているとき
- （２）商品券が偽造又は変造されたものであるとき
- （３）使用済みの商品券
- （４）違法に取得したとき又は違法に取得されたことを知りながら取得したとき

## 第 13 条（引換商品等の欠陥について）

利用者が商品券と引換えた商品・サービスについて、万一、返品、欠陥、不良品その他の問題が生じたとき、利用者は利用した取扱店との間で解決していただくものとします。

## 第 14 条（仕様の変更）

商品券の仕様は、予告なしに変更になる場合がありますのでご了承下さい。

## 第 15 条（問い合わせ窓口）

利用者からの問い合わせ窓口は、別途資金決済法に基づく情報提供に定める問い合わせ先に掲示のとおりです。

## 第 16 条（本規約の変更）

この規約は、「資金決済に関する法律」(平成 21 年法律第 59 号)をはじめとする法令、当業界の自主規制の変更、区振連の商品券に関する事業の運営の都合又はその他の事情により、その変更が利用者の一般的な利益に適合する限度で、又はこれを変更することが必要かつ相当な範囲内で変更することがあります。その場合、区振連は、変更の効力発生日の 1 ヶ月(周知期間)前までに、この規約を変更する旨、変更後の規約の内容及び効力発生日を本アプリ及び区商連のインターネットホームページに掲示します。周知期間経過後は、変更後の規約を適用します。

付 則

本規約の改定並びに本規約に定める以外の問題が発生した場合は、理事会の議を経て解決する。

2 本規約は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

本規約は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。